

地域木造住宅市場活性化推進事業 募集要領 【平成22年度版】

本事業による補助は、平成22年度予算の成立後に実施される予定ですが、できるだけ早く補助金を交付するために、本募集を予算成立前に行うものです。そのため、今後、内容について変更の可能性もあることをご承知おき下さい。

国土交通省 住宅局木造住宅振興室

本事業に関する問い合わせ

電 話 03 - 5253 - 8111 (内線39422, 39455)

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou/chiiikimokuzo.htm>

1. 本事業の趣旨

地域木造住宅市場の活性化に資する木造住宅の供給体制整備、普及推進、担い手育成、企画開発その他の事業を公募し、優れた事業を応募した者に対して、予算の範囲内において、国が当該事業の実施に要する費用を補助します。

2. 補助対象となる事業

地域の木造住宅市場の活性化に資すると認められる事業で、以下の(1)から(5)の分野における取組を対象として募集します。これらの複数の分野にまたがる取組も対象とします。

なお、以下に掲げる 取組の具体例 はあくまで例示であり、このほかにも幅広い提案を募ります。

(1) 木造住宅の供給体制整備

工務店や専門工事業者、木材生産者等の木造住宅の供給に関わる事業者の連携などによる、各種のニーズに応じた木造住宅の建設、維持管理、改修等のサービスを提供するための体制づくりやしきみづくりなどの取組

取組の具体例

- ・ 地域建材の流通円滑化やコスト低減を図るための事業者間の流通システムの開発
- ・ 地域建材の安定供給及び流通円滑化に資する備蓄施設の共同設置・運用
- ・ 工務店等のニーズに沿った地域建材の品質証明等の実施体制の整備
- ・ 地域の課題や居住者ニーズに適したメンテナンスサービスの供給体制整備
- ・ 地域建材のトレーサビリティシステムの構築
- ・ 地域の改修、建替ニーズの調査分析や工務店等の共同による対応ビジネスモデルの検討
- ・ 耐震改修、省エネ改修やバリアフリー化改修等の普及体制づくりや普及ツール作成
- ・ 高齢者の多い住宅地の持続的運営のための管理・補修、住替えサポート体制づくり
- ・ プレカット材生産者と工務店等の連携による性能明示型の設計・施工体制づくり

など

(2) 木造住宅の生産合理化、維持管理・改修の合理化等

木造住宅や部材等の生産プロセスの合理化、信頼性の高い木造住宅生産のしきみづくり、木造住宅の適切な維持管理のしきみづくりなどの取組

取組の具体例

- ・ 地域建材に係る寸法の共通化、規格化等のための調査検討
- ・ 開発された地域建材の試験の実施や性能評価による認証の取得
- ・ 地域独自の仕様に適した点検方法や性能向上リフォーム方法の開発
- ・ 工務店等の共同による維持管理のための住宅履歴情報の仕様共通化、管理システム作成
- ・ 明確な積算内訳作成と工事管理、資金管理を併せた地域型住宅生産システムの開発
- ・ 住宅履歴管理と併せた住宅建設・維持・改修の管理システムの開発
- ・ 保険やエスクロー等を組合せて住宅の完成・引渡を確実化するビジネスモデルの検討

など

(3) 木造住宅の普及推進

木造住宅の建設、改修、維持管理に関する需要拡大や潜在的需要の掘り起こし、木

造住宅等の魅力についての消費者等の啓発などの取組

取組の具体例

- ・ 地域のリフォーム需要掘り起こしのためのシンポジウムの開催
- ・ 地域の住宅を長持ちさせるための住まい手向けセミナーの開催
- ・ 地域建材を用いたデザイン性の高い木造住宅についての提案コンペの実施
- ・ 町家や民家等の伝統的構法の木造住宅の耐震化、断熱化などの普及のためのモデル的改修
- ・ 木材生産から建設までの供給システムコンペを通じた優秀提案のモデル住宅整備
- ・ 集合住宅や高齢者居住施設等への木造住宅の需要拡大のための普及資料作成

など

(4) 木造住宅の担い手育成

大工や各種専門工事職人等の技能者の技能・技術力の向上、設計者等の技術力の向上、工務店経営者等の企画力・経営力の向上等、木造住宅の生産、維持管理に携わる様々な担い手の能力向上などの取組

取組の具体例

- ・ 工務店等の企画力や設計力向上のための講習会等の開催、テキスト等の作成
- ・ 工務店等の経営基盤の改善のための講習会等の開催、テキスト等の作成
- ・ 若手技能者の就業促進のためのセミナー、イベント等の実施
- ・ 若手技能者の技術力向上のための実技講習会の実施
- ・ 長期優良住宅、住宅性能表示等の制度に対応するための資料作成、研修等の実施
- ・ 地域の歴史的資源としての住宅等の調査やモデル的改修等と併せた担い手の研修

など

(5) 木造住宅の企画開発・技術開発

魅力的な木造住宅の供給のための調査・企画開発、高品質・高性能の木造住宅の生産のための指針や仕様等の整備、各種性能の検証などの取組

取組の具体例

- ・ 地域建材を活用したデザイン性の高い住宅の市場調査や企画開発
- ・ 地域の気候風土や景観に合致した街並みルール、設計基準、仕様書等の作成
- ・ 地域の気候特性等に対応し省エネ等の各種性能基準を満たす設計仕様書等の作成、普及
- ・ 地域の構法を活かした住宅の構造・断熱性能等の検証、設計指針や仕様書の作成
- ・ 木造集合住宅等の供給促進のための構造・防火・遮音性能等に係る検証、技術開発

など

3. 事業実施の期間

補助金の交付を受けることができる事業の期間は、交付決定日（5月中を予定）から平成23年2月28日までの事業の完了の日までの期間とします。（原則として平成23年2月28日までに終了することとし、これにより難しい場合は協議の上、平成23年3月18日までとすることが可能）

4. 応募者の資格

都道府県等の推薦を受けた、地域木造住宅市場の活性化に資する事業を行おうとする団体・グループ（公益法人は除く。）が対象となります。

法人格を有しない任意の団体・グループにあつては、代表者及び事業実施責任者が明確で、かつ、経理担当者が設置され、会計帳簿、監査体制を有するなど、事業実施に係る責任体制が整備されていること。

当該事業の取組が二以上の都道府県において行われる場合（広域地域タイプ）は、主たる活動を行う都道府県等において推薦を受けてください。

同一の内容で、国土交通省及び他省庁、地方公共団体等の補助金等を受けている事業の応募は認めません。

5. 補助対象となる経費

補助金交付の対象となる経費の範囲は、下表に掲げるものです。なお、ここに掲げた経費以外の経費に係る取組を実施することに差し支えはありませんが、その経費は補助対象とはなりません。

費目	説明
賃金	応募者が、事業を実施するための資料整理、実験補助、情報の収集等を目的とした補助者を雇用するための経費（「時間給」又は「日給」）。ただし、雇用に伴う諸手当、社会保険料等の当該事業の実施に関連のない経費を除く。
報償金（謝金）	事業を実施するための委員謝金、講師謝金、専門的知識の提供等（「時間給」又は「日給」）、当該事業に協力を得た者（応募者の構成員及び応募者の構成員に所属する者で当該事業を実施する者は除く。）に支払う経費。
旅費	事業に関わる者が当該事業実施のために直接必要な出張等に伴う交通費及び宿泊費（一行程につき最長2週間程度のものに限る。）
需用費	事業を実施するために必要な消耗品費（文具費、試験材料費等。社内調達の場合は製造原価等の実費。）、会議費（学識経験者による打合せ等、事業の実施上特に必要な場合の飲料、食費等。）、印刷製本費（設計書、図書、報告書、帳簿等の印刷製本費。）、光熱水費等（電気、水道、ガス等の使用料、計器使用料等。）、リース料（器具機械その他の備品で、その性質及び形状を変わらずことなく比較的長期の反復使用に耐えるもの（耐用年数が1年を超えるようなもの）をリースで使用する場合の代価。）。リース料は、原則として、補助事業費の90%を超えない範囲とします。光熱費は、事務所等で経常的に使用する光熱水費は除きます。
役務費	事業を実施するために必要な試験料、修繕料、各種保守料、洗濯料、筆耕料、翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、加工手数料、通信運搬費等。応募者において、当該事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務であれば内部発注ができます。この場合の支払額は、人件費においては労働時間に応じて支払われる経費のみで、雇用に伴う諸手当及び社会保険料等の当該事業の実施に関連のない経費は、本補助金では支払えません。
委託料	事業の実施に必要なものであるが、当該事業の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費。委託料は、原則として、補助事業費の50%を超えない範囲とします。
使用料及び賃借料	事業の実施に必要な自動車借上、会場借上、土地借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料。
負担金等	性能評価や認証取得等に必要手数料など事業の実施のため必要な負担金等。ただし、経常的会費等を除く。
施設・設備工事費	展示住宅等展示施設の新設に必要な施設・設備工事費のうち主体工事費

(建築主体の工事に要する費用。ただし、最低限必要な設備以外の設備等の整備や外構等関連施設・設備の整備費、建築主体と分離して設けられる受水槽、煙突その他これらに類する工作物の設置工事に要する費用を除く。)

6. 補助金の額

補助金の額については、以下のとおりですが、国の予算等を踏まえ、応募申請額に対して調整の上、決定させていただくことがあります。

(1) 当該事業の取組が一の都道府県において行われる場合

一 応募者当たりの補助金の額は、3,000万円を限度とします。

(2) 当該事業の取組が二以上の都道府県において行われる場合（広域地域タイプ）

一 応募者当たりの補助金の額は、

750万円まで定額補助

750万円を超える費用分については、その費用分の1/2以内の額（ ）

とし、一 応募者当たりの補助金の額は、総額（ + ）3,000万円を限度とします。

(2) の750万円を超える費用分については、その費用分の1/2以上の額を自己負担していただきます。この自己負担分については、施設・設備工事費の自己負担分を算入することができます。

展示住宅等展示施設の新設に必要な施設・設備工事費については、当該費用のうち主体工事費の5割以内の額で、かつ1 応募者当たり1,000万円を上限とし、4年以上展示を行うことを条件とします。4年の経過を待たずして、補助金で整備した展示住宅等展示施設を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。

7. 応募

7.1 応募方法

応募者は、「7.2 応募書類の受付期間」に定められた期間中に、次の手続きに従って「7.3 応募書類」に示す書類を木住室に提出して下さい。

提出書類は、書留郵送等（宅配便も可）の受け取りを確認できる配送方法により、応募者が木住室（「1.2 応募書類等の提出先、問い合わせ先」を参照。）に送付して下さい。

受付後の提出書類の返却はしません。

7.2 応募書類の受付期間

平成22年3月8日（月）から4月16日（金）まで（消印有効）

7.3 応募書類

応募者は、以下の ~ をホッチキスで左上角を留めて10部（このうち9部はコピーでも構いません。） ~ （ 、 は必要な場合のみ）をそれぞれ2部、 ~ の電子ファイル（Microsoft Word形式）を格納したCD-Rを1部、木住室に提出して下さい。

フェースシート（様式1）

事業の内容（様式 2）

審査基準に関する事項（様式 3）

応募者等の概要（様式 4）

事業に係る経費の内訳（様式 5）

都道府県等の推薦文（参考様式）

応募者の団体・グループの概要がわかる書類（会則、会員名簿、収支予算書、収支計算書等）（任意様式）

以下は、展示住宅等展示施設の整備を含む事業に応募する場合、提出してください。

展示住宅等展示施設の整備に関する情報（建設予定地、建設計画、スケジュール等）がわかる書類（任意様式）

以下は、法人格を有しない任意の団体・グループによる応募の場合、提出してください。

事業実施に係る責任体制の整備状況がわかる書類（代表者、事業実施責任者、かつ、経理担当者が設置され、会計帳簿、監査体制を有することがわかる書類）（任意様式）

（注意事項）

一の応募者は、一の事業に限り応募できることとします。

～ はすべて A 4 版タテ使いとし、通しページを付して両面印刷とした上で、ホッチキスで左上角を留めてください。

～ は、必ず木住室ホームページからダウンロードした指定の様式により印刷されたものとします（手書きは不可）。指定以外の様式（独自に作成されたもの等）、汚れたもの、拡大・縮小されたもの、FAXにより提出されたものは申請を受付けません。

提出書類の内容等が応募の要件を満たしていない場合、又は送付された書類に不足がある場合は、受付を行わず、その旨を応募者に通知します。また、提出書類に改ざん等不正行為が認められた場合は、これを受理しません。

応募書類及び応募書類の電子ファイルを格納した CD - R はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。

本事業で何を行いたいのかを簡潔に、わかりやすく記載してください。応募者の理念、考え方、応募者の過去の実績等が、直接必要とされない欄にも記載されていると、本補助事業によって行いたいことが分かりづらくなります。

採択された事業については、その概要を公表することがあります。

8. 審査方法等

8.1 審査方法

応募事業の審査は、学識経験者で構成される地域木造住宅市場活性化推進事業審査委員会（以下「委員会」という。）において行われる予定です。

なお、採択事業の決定までは、原則として委員等の名簿は非公開とするとともに、委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

8.2 審査手順

応募書類について、応募の要件を満たしているものの内容について書面審査を行った上で、必要に応じてヒアリング審査を行い、採択事業を決定します。

8.3 審査基準

以下の(1)から(3)までの視点により総合的に審査します。

(1) 地域木造住宅市場の活性化への効果

事業の実施が、都道府県等を対象とする地域の木造住宅市場活性化に与える効果について、審査します。

(2) 事業の新規性・先導性

事業の内容及び事業成果が、新規性や他の地域の参考となるような先導性を有するかについて審査します。

(3) 事業の実現可能性

目標達成の可能性及び事業を実施するために必要な体制、資金等に係る計画など当該事業の実現可能性について審査します。

8.4 審査結果

審査結果については、応募者に通知し、採択事業については、採択事業名、応募者名等を国土交通省のホームページ等で公表します。

9. 補助金の交付を受けた者の責務

事業が採択され、本補助金の交付を受けた者（以下「事業主体」という。）は、次の条件を守らなければなりません。

9.1 事業の実施及び管理

事業実施上のマネジメント、事業の成果報告、補助金の適正執行、事業終了後の財産等の適正管理等、事業全般について責任を持っていただきます。

なお、補助金に係る経理事務については、事業主体の事務局において経理事務（口座の管理、会計帳簿への記帳・管理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）をして下さい。補助金の管理責任については、事業主体が負いますのでご注意ください。

9.2 知的財産権の帰属等

事業により生じた特許等の知的財産権は、事業主体に帰属します。なお、国土交通省は特許等の出願・登録状況を自由に公開できるものとします。

事業主体が事業の成果に係る特許等の知的財産権若しくは当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けることを契約等において定めた上で行わなければなりません。

9.3 成果報告書の作成

事業の成果について、成果報告書を作成し、平成23年2月28日までに提出していただきます。（原則として平成23年2月28日までに提出することとし、これにより難しい場合は協議の上、平成23年3月18日までとすることが可能）

なお、国土交通省は提出された成果報告書を自由に公開できるものとします。

9.4 実用化（収益）状況の報告

事業終了後の5年間、各年度における事業の成果の実用化（収益）状況を報告してい

たきます。

9.5 事業の成果に係る収益納付

補助事業完了後の5年間において、事業の成果により相当の収益を得たと認められた場合、交付した補助金の額を限度として、その収益の一部を国に納付していただくことがあります。

9.6 取得財産の管理

補助事業により取得した財産の所有権は事業主体に帰属します。ただし、当該補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

また、取得財産等のうち、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、国土交通大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入がある場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることを条件とします。

9.7 事業等の公表

普及促進を目的に広く一般に本事業による取組について紹介するため、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類等に記載された内容について、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

9.8 事業に関するアンケート・ヒアリングへの協力

事業の採択を受けた者には、事業終了後、当該事業に関する調査・評価のため、アンケートやヒアリング等へ協力していただくことがあります。

9.9 その他

事業主体は、事業により実施した実験等から得られたデータ等を原則公開することを条件とします。

また、事業の成果に係る特許権等を取得した場合においては、その実施を求める者に対して、適正な対価を得て、平等に許諾することを条件とします。

10. 補助金の額の確定及び支払

事業の採択を受けた者から事業終了後に提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地検査等により、交付すべき補助金の額を確定し、事業者にも額の確定通知書が送付されます。

額の確定通知書の送付後に、交付申請時に指定した補助事業者の口座に補助金が振り込まれます。事業者が実際に補助金を受け取るのは、この時点となります。補助金は23年6月頃までに振り込まれる予定です。

実績報告の受付締切日より前に実績報告を行った場合であっても、補助金の支払いは23年6月頃までできませんのでご注意ください。

1 1 . その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号等に定めるところにより行う必要があります。

- 1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)
- 2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号)

1 2 . 応募書類等の提出先、問い合わせ先

質問・相談については、原則として、電話でお願いします。

応募資料は、様式の電子ファイルを下記ホームページからダウンロードして作成してください。

(応募書類の送付先・問い合わせ先)

〒100 - 8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番3号

国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 担当 井堀、北尾

電話番号 : 03 - 5253 - 8111 (内線39455)

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou/H22chiikikoubo.html>

受付時間 : 9 : 30 ~ 18 : 15 (土日曜、休祝日除く)